



13 バス・タクシー運賃割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、バス・タクシー運賃の割引を受けることができます。

J Rバス

乗車券を購入の際、駅の窓口へ身体障害者手帳、療育手帳を提示してください。

第1種	介護者とともに乗車する場合	本人・介護者ともに5割引
	本人が単独で乗車する場合	5割引
第2種	本人のみ5割引 (介護者は割引なし)	

※定期券割引については、J Rバス各営業所にご確認ください。

十勝バス・拓殖バス

乗車券を購入の際、駅の窓口へ各種手帳を提示してください。

種類	割引額	介護人・付添人
身体障害者手帳	普通運賃：5割引 (金券式回数券も可能) 定期券：3割引 (大人のみ)	第1種障がい者の 介護者は同様の割引
療育手帳		
精神障害者保健福祉手帳		介護者の割引なし

※手帳に写真が添付されていない場合は、割引を受けることができません。

あしバス

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者は、乗車前に手帳を提示、または役場にて無料乗車パスポートを発行し、提示することによって運賃が無料となります。

タクシー割引

身体障害者手帳・療育手帳所持者は、所有者本人の乗車区間に限り、運賃が1割引となります。(精神障害者保健福祉手帳の所持者に関しては、一部タクシー会社で1割引となります。詳しくは各タクシー会社にご確認ください。)

手続き・問い合わせ先

各バス・タクシー会社

あしバス 役場まちづくり推進課地域振興室企画調整担当
0156-28-3851 (直通)